

福岡県公報

平成21年10月19日
第3028号

目次

告示(第1541号 - 第1551号)

| | | | |
|----------------------|------------|-------|---|
| 地域森林計画の案の縦覧 | (森林保全課) | | 1 |
| 地域森林計画の変更計画案の縦覧 | (森林保全課) | | 1 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請 | (社会活動推進課) | | 2 |
| 特定非営利活動法人設立の認証申請 | (社会活動推進課) | | 2 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) | | 3 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) | | 3 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (社会活動推進課) | | 3 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | | 4 |
| 道路の供用の開始 | (道路維持課) | | 4 |
| 公共測量の実施 | (県土整備総務課) | | 4 |
| 公共測量の終了 | (県土整備総務課) | | 4 |
| 公 告 | | | |
| 都市計画の案に係る公聴会の開催 | (都市計画課) | | 5 |
| 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 | (建築指導課) | | 6 |
| 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 | (農林水産物安全課) | | 6 |
| 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (福祉総務課) | | 6 |

告 示

福岡県告示第1541号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき地域森林計画をたてた
いので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦

覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡
県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成21年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 森林計画区の名称

福岡森林計画区(福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原
市、古賀市、福津市、筑紫郡、糟屋郡及び糸島郡の各一円)

2 縦覧場所

福岡県農林水産部森林保全課及び福岡県福岡農林事務所並びに福岡市役所、筑紫野
市役所、春日市役所、大野城市役所、宗像市役所、太宰府市役所、前原市役所、古賀
市役所、福津市役所、那珂川町役場、宇美町役場、篠栗町役場、志免町役場、須恵町
役場、新宮町役場、久山町役場、粕屋町役場、二丈町役場及び志摩町役場

3 縦覧期間

平成21年10月19日から同年11月18日まで

福岡県告示第1542号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき地域森林計画を変更し
たいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を
縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡
県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成21年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 森林計画区の名称

(1) 遠賀川森林計画区(北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間
市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一
円)

(2) 筑後・矢部川森林計画区(大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川

市、小都市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潞郡及び八女郡の各一円)

2 縦覧場所

(1) 遠賀川地域森林計画の変更計画

福岡県農林水産部森林保全課、福岡県八幡農林事務所、福岡県飯塚農林事務所及び福岡県行橋農林事務所並びに北九州市役所、直方市役所、飯塚市役所、田川市役所、行橋市役所、豊前市役所、中間市役所、宮若市役所、嘉麻市役所、芦屋町役場、水巻町役場、岡垣町役場、遠賀町役場、小竹町役場、鞍手町役場、桂川町役場、香春町役場、添田町役場、糸田町役場、川崎町役場、大任町役場、赤村役場、福智町役場、苅田町役場、みやこ町役場、上毛町役場及び築上町役場

(2) 筑後・矢部川地域森林計画の変更計画

福岡県農林水産部森林保全課、福岡県朝倉農林事務所及び福岡県筑後農林事務所並びに大牟田市役所、久留米市役所、八女市役所、小都市役所、うきは市役所、朝倉市役所、みやま市役所、筑前町役場、東峰村役場、黒木町役場、立花町役場、広川町役場、矢部村役場及び星野村役場

3 縦覧期間

平成21年10月19日から同年11月18日まで

福岡県告示第1543号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年9月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人エシカルジャパン

(2) 代表者の氏名

高橋 義和

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県直方市大字植木1180番地7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々に対して、生涯を通じて文化的な生活が送れるよう、また誇りをもって地域で生きていくことができるように支援する事業を行ない、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1544号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年9月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人セクリール

(2) 代表者の氏名

有川 淳一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川郡福智町赤池432番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は文化活動やスポーツを通じた地域住民の交流促進事業及び公共施設の有効利用等を行う事で、地域に密着した人と人との繋がりを強化し、個人と行政の良好な関係を構築することで、住みよい町作りに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1545号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年9月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人たすけ愛京築

(2) 代表者の氏名

阿部 登志彦

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県行橋市下稗田1368番地の28

(4) 定款に記載された目的

本会は、光、愛、命の共同体社会を願うを基本とし、受け手にも担い手にもなる会員制の組織で、自己研修とサポート活動を通じて、あなたがあなたらしく、わたしがわたらしく暮らせるこころ豊かな新しい町づくりに寄与し、活力ある長寿社会の建設に協力することを目的とする。

福岡県告示第1546号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年9月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人環境コア

(2) 代表者の氏名

中原 信子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区片野一丁目1番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地球環境保全を実現するために、企業、行政及び市民とともに、持続可能な循環型社会システムの形成を積極的に推進し、豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1547号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年10月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人百瀬ミュージック

(2) 代表者の氏名

諫山 悦子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区葉山町二丁目2-7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者、困難を抱えている市民に対して、お互いに助け合

う精神で、主として音楽療法により居宅福祉サービスに関する事業を行い、地域社会を豊かで住みよくする自主的な福祉活動を通して、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|-------|--------------|-------|--------------------------------|------------------|---------------|
| 北九州 | 県 道 | 若 宮 玄 海 線 | 前 | 宗像市赤間975番1先から 同市三郎丸130番5先まで | 3.4 ～ 10.7 | 1,156.2 |
| | | | 前 | 同上 | 5.8 ～ 37.6 | 1,248.3 |
| | | | 後 | 同上 | 3.4 ～ 21.0 | 1,156.2 |
| | | | 後 | 同上 | 5.8 ～ 37.6 | 1,248.3 |

福岡県告示第1549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年10月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成21年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

| 県土整備事務所名 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 |
|----------|--------------|-------------------------------|
| 北九州 | 若 宮 玄 海 線 | 宗像市三郎丸1223番先から 同市三郎丸2番6先まで |

福岡県告示第1550号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（福岡県営土地改良事業確定測量業務）
- 2 測量の実施地域及び期間

| 実 施 地 域 | 実 施 期 間 |
|-------------|------------------------------|
| 田川郡添田町大字中元寺 | 平成21年9月18日から 平成22年3月25日まで |

福岡県告示第1551号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

| | |
|-----------------|------------|
| 実施地域 | 終了年月日 |
| 北九州市門司区西新町二丁目ほか | 平成21年8月31日 |

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成21年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

筑後都市計画及び瀬高都市計画公園の変更

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成21年11月9日 午後7時から午後9時まで

(2) 場所

みやま市役所西館4階大会議室（みやま市瀬高町小川5）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

| 名 称 | 位 置 | 面積 |
|------------------|--|--|
| 9・6・1号 筑後広域公園 | 筑後市大字津島字梓ノ瀬、字村西北、字村西南、字中小路、字村前、字小淵、字道正開、字仁王前、字山ノ神、字上小路、字洲崎、字東、字段ノ上、字下川田、字下開、字江湖開、字葭原、字柳ノ内、字中切、字大向、字小向、字南小路、字東小路、字北小路、字宮、字高岸、字南鶴池、字北鶴池及び字船小屋並びに大字尾島、字東水洗、字船小屋及び字東古賀原並びに大字北長田、字西境、字庚申土居、字下川端、字上川端及び字松ノ木並びに大字溝口、字下落合、字菖蒲田、字熊野、字上落合、字川原、字大王寺及び字南みやま市瀬高町本郷、字川久保、字小向、字上関、字小出 | 約 196.0ha <内訳> 筑後都市計画 約 119.5ha 瀬高都市計画 約 76.5ha |

口ノ一、字小出口ノ二、字権現山、字北瀬戸嶋、字南瀬戸嶋、字中土居、字古川、字松原、字中野、字北中野、字四本松、字切目及び字榎町並びに瀬高町長田、字境、字長田、字後鶴、字西津留、字新開、字下川原、字狐林、字川原、字中藤八、字藤八及び字北藤八並びに瀬高町小田、字西藤八、字甚五郎開、字志與田、字中嶋、字東藤八及び字唐尾浦田

(2) 閲覧

同案については、平成21年10月19日から同年11月2日までの間、福岡県建築都市部公園街路課、筑後市都市対策課及びみやま市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成21年11月2日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

「福岡県建築士法施行細則の一部改正（案）」について、次のとおり意見を募集します。

平成21年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見募集期間

平成21年10月7日から平成21年11月6日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

公告

飲食物品等の品質表示基準の違反に係る指示及び公表の指針の一部改定案について、次のとおり意見を募集します。

平成21年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見募集期間

平成21年10月2日から平成21年11月2日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部農林水産物安全課に備え置きます。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第3号の規定に基づき、意見公募を実施しないで福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（平成2年福岡県規則第41号）の改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

平成21年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見公募手続を実施しなかった理由

本規則は、生活福祉資金貸付事業の実施主体である福岡県社会福祉協議会に対する補助金の交付手続を定めている規則について、生活福祉資金貸付事業制度要綱を定めた国の通知（「生活福祉資金の貸付けについて」（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知））が新たに制定されたことに伴い、補助金交付の対象となる事業を定めた規定の整理を行うもの（福岡県行政手続条例第37条第4項第3号に該当）であるため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成21年10月19日